

改正後	現行
<p style="text-align: center;">ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 ぐんま緑の県民税事業の内容及び、実績等に関し、有識者等から広く意見を聴くため、ぐんま緑の県民税評価検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ぐんま緑の県民税事業の内容に関する事項 二 ぐんま緑の県民税事業の実績等に関する事項 三 市町村提案型事業の選定等に関する事項 四 その他、ぐんま緑の県民税事業に関する事項 <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、環境森林部長が選任する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げない。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、環境森林部長が指名し、委員会の会議を進行する。</p> <p>3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、環境森林部長が指名する者がその職を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、環境森林部長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 議長は、会議を進行する。</p> <p>3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。(削除)</p> <p>4 環境森林部長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。(削除)</p>	<p style="text-align: center;">ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 ぐんま緑の県民税事業の内容検討、実績評価・効果検証等を行うため、ぐんま緑の県民税評価検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ぐんま緑の県民税事業の内容検討・助言 二 ぐんま緑の県民税事業の実績評価・効果検証 三 市町村提案型事業の選定における助言 四 その他、ぐんま緑の県民税事業に関する事項 <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、知事が委嘱する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は再任することができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、知事が指名し、委員会の会務を総括する。</p> <p>3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。</p> <p>3 <u>委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>4 <u>委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。</u></p> <p>5 <u>委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>一 群馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)第14条の各号に該当する非開示情報を含む場合</p> <p>二 その他、環境森林部長が、委員の意見を聴いた上で、非公開とした場合</p> <p>2 会議の傍聴方法については別途定める。</p> <p>(議事録等)</p> <p>第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であるとの意見がある案件については、環境森林部長が委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、環境森林部森林保全課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境森林部長が別に定める。</p> <p>附 則(平成25年7月19日制定) この要綱は、平成25年7月30日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年4月1日一部改正) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年4月1日一部改正) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年4月1日一部改正) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年 月 日一部改正) この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>一 群馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)第14条の各号に該当する非開示情報を含む場合</p> <p>二 その他<u>委員会が非公開とする旨を議決した場合</u></p> <p>3 会議の傍聴方法については別途定める。</p> <p>(議事録等)</p> <p>第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが<u>適当であると認める案件</u>については、<u>委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 委員会の<u>事務局は、環境森林部森林保全課に置く。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長が委員会に諮って定める。</u></p> <p>附 則(平成25年7月19日制定) この要綱は、平成25年7月30日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年4月1日一部改正) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年4月1日一部改正) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年4月1日一部改正) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>